

離婚の養育トラブルから子供守れ

共同親権 日本にも

離婚後の子供の親権は、日本では一方の親だけの単独親権だが、欧米諸国の大半は、実質的に離婚後も両親の共同親権を選ぶことができる。

東京でシンポ

この共同親権の長所や問題点についてのシンポジウムが、このほど東京で開かれた。

(町田誠)

離婚の際の親権争いや、別れた親と子供の面会交流をめぐるトラブルから子供を守るべく、日本弁護士連合会が主催。親子問題に詳しい専門家や弁護士らが意見を述べた。

支援体制の充実が大切

単独親権の問題点について、社団法人家庭問題情報センター(FPIC、東京)常務理事の山口恵美子さんは「日本では離婚後の親権者の八割は母親。離婚前に母親が子供と一緒に一方的に別居することも多く、父親には不満が渦巻き、子供を奪い去ることもある」と報告した。

養育費を払っている別居親が20%に満たないと指摘したのは、母子・父子家庭を支援するNPO法人ウイソク(千葉県)理事長の新しいと語った。

これに関連し、榎瀬さんが「子供を避ける理由が親の離婚時の屈辱感などの場合、早期にカウンセリングなどを受ければ変わる」と対応策を紹介。大阪市の弁護士増田勝久さんは「ドイツでは九七年の法改正で共同親権が原則になった。別居親の責任が高まり、積極的に子供とかわるようになった」と述べた。

離婚後の親が共同親権で協力できるのか。榎瀬教授によると、米国では問題を解決できない親は5%とわずかで、紛争を長引かせないための教育や支援機関が充実。家裁に代わる民間の調停支援組織「ADR」を、有料で利用できるという。

山口さんらは「共同親権でもすべては解決しないが、FPICや弁護士、NPOの連携といった支援体制の充実が大切」「支援体制を整えば、親の意識が変わるかもしれない。支援す

独や米国で導入 教育、医療に別居親も関与

共同親権について議論した日弁連のシンポジウム



る側の教育制度も確立してほしい」と訴えた。

シンポでは最後に、日弁連家事法制委員会の大國和江委員長(広島市)が①親権を子の視点から見直そう

②親の事情を親子の別れにしない③共同親権は世界の潮流と結んだ。